

2010

7

労働基準ニュース

(社)埼玉労働基準協会連合会発行
中央労働災害防止協会埼玉県支部
(社)全国労働基準関係団体連合会埼玉県支部

CONTENTS

平成22年度	全国安全週間実施要綱	1
埼玉労働局人事異動	4	4
賃金構造基本統計調査への御協力のお願い	4	4
「労働時間等見直しガイドライン」の改正ポイント	5	5
メンタルヘルス(職場における心の健康づくり)	7	7
メンタルヘルス関連セミナーのご案内	9	9
労働安全衛生法に基づく免許出張特別試験	9	2

事業主の皆様、「一般事業主行動計画」を策定しましよう	1
男女雇用機会均等法の施行状況	1
危険予知活動1日リーダー研修会	1
労働保険適用事業場情報について	1
労働時間設定改善コンサルタントを活用ください(無料)!	1

全国安全週間

2010年

7月1日▶7日
準備期間 6月1日~30日



(社)埼玉労働基準協会連合会 ホームページ
<http://www.saikiren.or.jp/>

● ● ● 平成22年度 全国安全週間実施要綱 ● ● ●

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年で83回目を迎える。

この間、痛ましい災害を二度と起こさぬよう、事業場においては、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。その努力により、労働災害は長期的には減少してきている。

しかしながら、今なお、1,000人を超える尊い命が労働の場で失われているとともに、労災保険新規受給者数は年間約54万人にも上っている。また、立て続けに起きた化学工場における爆発災害など一度に多くの労働者が被災する痛ましい災害は跡を絶つておらず、社会的に大きな関心を集めてい

る。

一方、景気は着実に持ち直してきているが、なお自律性は弱く、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある中で、企業における労働災害防止対策に係る活動が停滞することも懸念される。

このような現状を看過することなく、労働者が安全・安心して仕事に打ち込むことのできる労働災害のない職場を目指し、労働災害を一層減少させていかなければならない。そのためには、職業生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底を図るとともに、労使が一体となって職場の危険性又は有害性等の調査（以下、「リスクアセスメント」という。）等を実施していくことにより、機械設備、作業等による危険をなくし、安全を先取りしていくことが不可欠である。

このような観点から、平成22年度の全国安全週間は、

「みんなで進めようリスクアセスメント めざそう職場の安全・安心」

をスローガンとして展開することとする。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図ることとする。

2 期 間

平成22年7月1日から7月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、平成22年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働

災害防止協会・林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、全国安全会議、地方安全会議、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 安全講習会等を開催する。
- (4) 安全に関する標語等の募集を行う。
- (5) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (6) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (7) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援協力を依頼すること。

9 実施者の実施事項

- ・安全水準のより一層の向上を図るため、計画的、継続的な安全管理の定着を目指して、各事業場においては、次の事項を実施する。
 - ア. 経営トップは安全について所信を明らかにするとともに、自らが率先して職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
 - イ. 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意思の統一、安全意識の高揚等を図る。
 - ウ. 安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
 - エ. 安全表彰を行う。
 - オ. 安全についての改善提案の募集及び発表を行う。
 - カ. 安全についての作文、写真、標語等の募集及び発表を行う。
 - キ. 安全に関する視聴覚教材等を活用した講演会等を開催する。
 - ク. 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
 - ケ. 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
 - コ. その他本週間にふさわしい行事を行う。

埼玉労働局人事異動

() は旧官職

◇4月1日付け人事異動については5月号に掲載しましたが未掲載がありましたのでお詫びして掲載します。

労働基準部

《労働基準部監督課》

監察監督官

新井 孝男 (監督課特別司法監督官)

特別司法監督官

布施 武雄 (川越署次長)

指導係長(併) 労働保険適用指導官

横田 明美 (徴収課適用指導官)

《労働基準部監督課賃金室》

賃金指導官

北條 力 (さいたま署業務課長)

《労働基準部安全衛生課》

産業安全専門官(主任)

大芦 誠 (安全衛生課労働衛生専門官(主任))

課長補佐

樺澤 重夫 (安全衛生課産業安全専門官)

労働衛生専門官木・葉林・全副山南喜災

津田恵子 (川口署安全衛生課長)

労働衛生係長

阿部 恭治 (さいたま署労働衛生専門官)

《労働基準部労災補償課》

労災保険審査官(主任)

中島 清治 (安全衛生課課長補佐)

労災管理調整官

矢島 実 (労災補償課労災保険審査官)

労災保険審査官

根岸 豊 (徴収課課長補佐)

労災保険審査官

金井 裕子 (総務課課長補佐(総務・人事))

労災補償監察官

金澤 弘夫 (労災補償課社会復帰指導官)

労災補償証務官

中島 勝広 (さいたま署労災第二課長)

社会復帰指導官

小林 和子 (川口署労災課長)

給付調査官

田村 元信 (所沢署労災課長)

《賃金構造基本統計調査》への

御協力のお願い

埼玉労働局賃金室

この調査は、職種、性別、年齢、学歴、勤続年数、経験年数等の労働者の属性別に見た賃金実態を、地域、産業、企業規模別に明らかにすることを目的として、毎年全国的に実施されている調査です。

調査結果は、賃金管理、労務管理等の貴重な資料として、企業、団体等各方面から高く評価され、広く利用されています。また、国の政策決定の基礎資料としても重要な役割を果たしています。

調査対象となる事業所は、統計理論に基づき選定されており、御社が対象となっている場合には、ご多忙のところお手数をおかけし誠に恐縮ですが、この調査

の意義をご理解のうえ、何卒ご協力を賜り

ますようお願い申し上げます。

また、調査内容については、秘密を厳守し、統計以外の目的に使用されることはありませんので、記入要領を十分ご参照のうえ、調査票にありのままを正確にご記入いただき、7月15日までにご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、対象事業所の選定に当たっては、可能な限り他の調査と重複しないよう配慮されておりますが、大規模事業所、事業所が属する業種で事業所数が極めて少ない場合などでは、やむを得ず重複する場合があります。この点につきましても、何卒ご理解賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

事業所票及び個人票の記入に当たって不明な点がございましたら、ご遠慮なく所轄労働基準監督署、または埼玉労働局賃金室までお問い合わせください。

「労働時間等見直しガイドライン」の改正のポイント

労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)について

労働時間、年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものへと改善するために、事業主等が取り組むべき事項を定めたものです。※「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に基づくものです。

改正理由

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)において、「休暇取得促進への支援措置」として本指針を見直すこととされました。

主な改正のポイント

年次有給休暇について、事業主に対して次のような制度的な改善を促すこととしました。

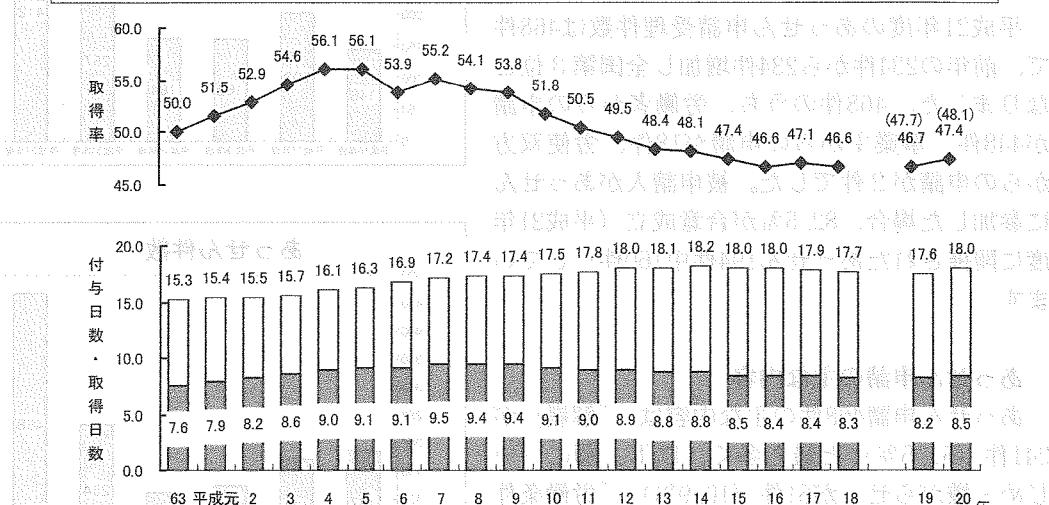
(適用日: 平成22年4月1日)

- 労使の話し合いの機会において年次有給休暇の取得状況を確認する制度を導入するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を検討しましょう。
 - 取得率の目標設定を検討しましょう。
 - 計画的付与制度の活用を図る際、連続した休暇の取得促進に配慮しましょう。
- ※「計画的付与制度」とは、年次有給休暇のうち、5日を超える分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度のこと。

- 2週間程度の連続した休暇の取得促進を図るに当たっては、当該事業場の全労働者が長期休暇を取得できるような制度の導入に向けて検討しましょう。

年次有給休暇の取得率等の推移

●年次有給休暇の取得率については、近年5割を下回る水準で推移している。



(資料出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」(平成11年度以前は「賃金労働時間制度等総合調査」による)

(注) 1)「対象労働者」は「常用労働者」から「パートタイム労働者」を除いた労働者である。

2)「付与日数」には、継続日数を含まない。「取得率」は、全取得日数/全付与日数×100(%)である。

3)平成18年以前の調査対象:「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」、平成19年調査対象:「常用労働者が30人以上の民間企業」

(参考) 平成18年以前の調査方法による平成19年の平均取得率 47.7% 平成20年の平均取得率 48.1%

総合労働相談等受付状況

埼玉労働局総務部企画室

◇ 総合労働相談件数

平成21年度に寄せられた相談件数は5年連続5万件を超える、前年と比べ4.4%増の58,322件、全国第5位の件数でした。

◇ 民事上の個別労働紛争

平成21年度の総合労働相談のうち、民事上の紛争件数は前年と比べ18.6%増の13,629件で、全国第5位の件数でした。

相談内容別に見ますと、「解雇」(普通・整理・懲戒解雇)が4,757件(全相談件数の27.2%)と最も多く、以下「労働条件の引き下げ」の2,334件、「退職勧奨」の1,886件、「いじめ・嫌がらせ」の1,795件と続いています。

◇ 助言・指導

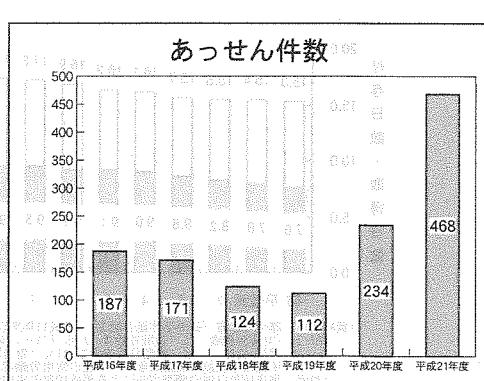
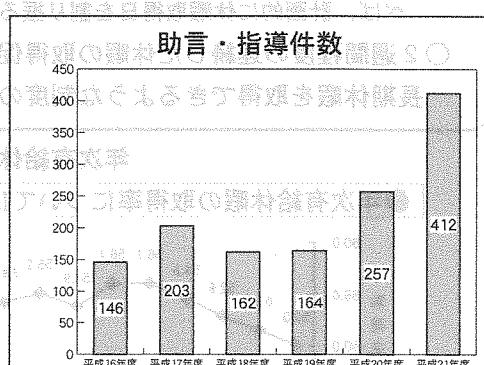
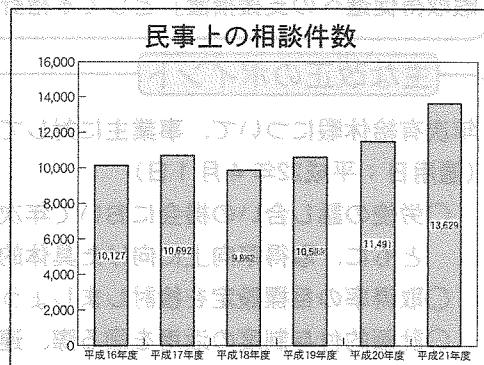
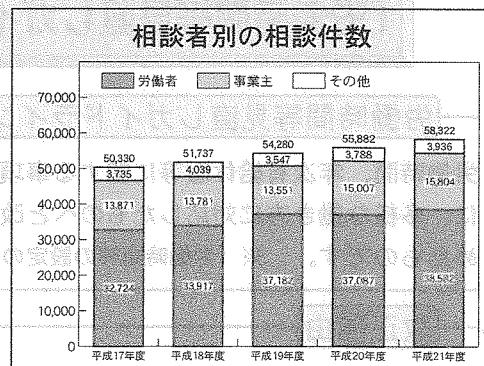
助言・指導の申出受付件数は412件で、前年の257件と比べ155件増加し全国第4位となりました。助言・指導の申出の内訳は、「解雇」に関するものが162件(39.3%)と最も多く、以下「労働条件の引き下げ」が64件(15.5%)、「いじめ・嫌がらせ」が61件(14.8%)、「雇止め」が35件(8.5%)、「退職勧奨」が25件(6.1%)、となってています。

◇ あっせん申請の主な内容

平成21年度のあっせん申請受理件数は468件で、前年の234件から234件増加し全国第3位となりました。468件のうち、労働者からの申請が448件、事業主からの申請が18件、労使双方からの申請が2件でした。被申請人があっせんに参加した場合、82.5%が合意成立(平成21年度に開催されたあっせん194件中160件)しています。

◇ あっせん申請の主な内容

あっせん申請468件の主な内容は、「解雇」が241件(51.5%)と最も多く、以下、順に「いじめ・嫌がらせ」が51件(10.9%)、「労働条件の引き下げ」が46件(9.8%)、「雇止め」が27件(5.8%)となっています。



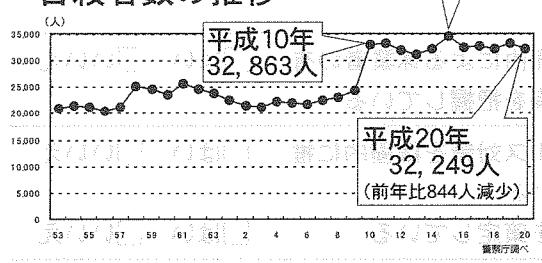
メンタルヘルス (職場における心の健康づくり)

1 労働者的心の健康に関する現状

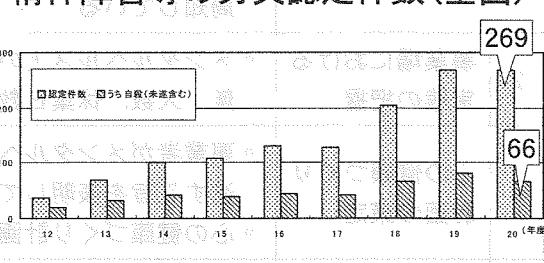
近年、産業構造が変化する中で、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合が高くなっています。

(参考)

自殺者数の推移



精神障害等の労災認定件数(全国)



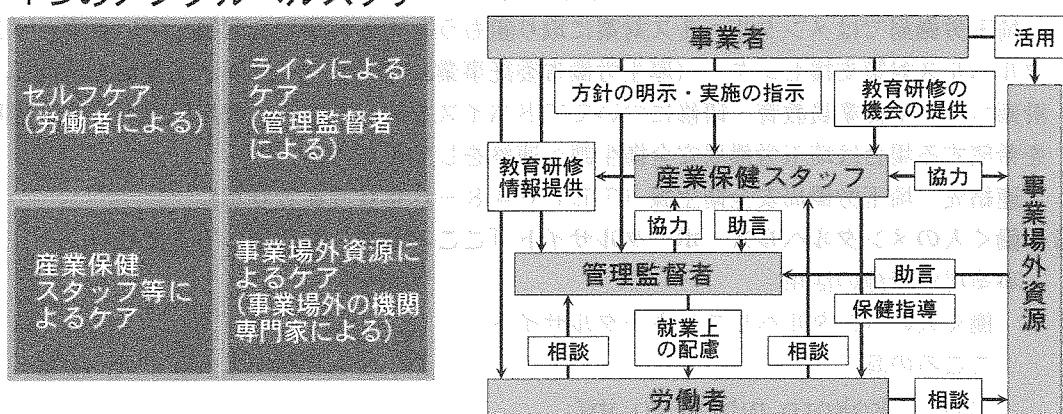
2 メンタルヘルスの考え方

労働者の精神的健康の保持増進を図るために、事業者自らが事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明し、衛生委員会等において労働者のメンタルヘルスの実施事項について調査審議を行い、「心の健康づくり計画」を策定する必要があります。具体的には職場環境の改善、メンタルヘルス不調への対応、休業者の職場復帰のための支援等です。

メンタルヘルスケアを推進するためには「セルフケア（労働者自身のストレスへの気づき、ストレスの対処）」、「ラインによるケア（職場環境等の把握と改善、労働者からの相談対応）」、「事業場内産業保健スタッフによるケア（具体的なメンタルヘルスケアの実施に関する企画立案、個人の健康情報の取扱い）」、「事業場外資源によるケア（情報提供や助言を受ける等のサービスの提供）」が継続的かつ計画的に行われることが重要です。

4つのメンタルヘルスケア

(図) 事業場におけるメンタルヘルス体制例



3 メンタルヘルス自主点検

埼玉労働局ではメンタルヘルス対策の自主点検を事業者の皆様にお願いしております。4つのケアが計画的に行われれるように組織体制が整っているか、自主点検を実施していただき御社のメンタルヘルス対策に何が足りないかチェックをしてください。

(表) 自主点検票)

項目		取組の内容(※該当する□に“√”を付けてください。)
1	衛生委員会等での調査審議	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生委員会等でメンタルヘルス対策を審議 <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ している ・『はい』の場合、その議事内容を労働者に <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ 周知している
2	事業場における実態の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス上の理由による休業者の有無、人数、休業日数等を把握している
3	心の健康づくり計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者がメンタルヘルス対策を積極的に推進する旨を表明している ・心の健康づくり計画を策定している
4	事業場内体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・職場にメンタルヘルスの推進担当者がいる
5	教育研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者へのメンタルヘルスに関する研修を実施している ・管理監督者へのメンタルヘルスに関する研修を実施している
6	メンタルヘルス不調への気づきと対応	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス不調者の相談体制がある ・メンタルヘルス不調者に対し、医療機関に取り次ぐ体制がある
7	職場復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス不調で休業した人の職場復帰支援プログラムがある

4 メンタルヘルス対策支援センターの活用のお願い

メンタルヘルス対策自主点検の結果、「いいえ」に√がある場合は、改善が必要です。

埼玉労働局ではメンタルヘルス対策に取り組もうとする事業場を支援しています。メンタルヘルス対策支援センター(厚生労働省委託事業)のアドバイザーが事業場を訪問し、計画づくりや従業員教育・研修についてアドバイスを行っており、費用は無料です。活用を希望する場合は埼玉労働局安全衛生課へ連絡をしてください。

連絡先 埼玉労働局安全衛生課 (TEL 048-600-6206)

5 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」も活用してください。

事業場外資源の活用

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

こころの耳

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

メンタルヘルス関連セミナーのご案内

事業場内メンタルヘルス推進担当者 養成研修(旧称:メンタルヘルス対策総合セミナー)

「労働者の心の健康保持増進のための指針」で選任が規定されている「事業場内メンタルヘルス推進担当者」に必要な、メンタルヘルス対策推進のための知識全般について学びます。

カリキュラム概要

- ◎ストレス及びメンタルヘルスケアに関する基礎知識
- ◎心身医学・精神医学の基礎
- ◎職場復帰における支援の進め方
- ◎職場環境等の把握と改善の方法
- 他

日程会場	第1回 平成22年6月29日(火)～30日(水) 東京 第2回 平成22年7月22日(木)～23日(金) 大阪 第3回 平成22年8月24日(火)～25日(水) 名古屋 第4回 平成22年9月9日(木)～10日(金) 東京 第5回 平成22年12月9日(木)～10日(金) 東京
------	---

参加料 一般 34,000円／THP登録者・中災防賛助会員 30,000円(税込)

メンタルヘルス職場復帰 支援セミナー

平成21年改訂の「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」のポイントを整理し、事業場内で職場復帰の規程等を整備する際に必要な留意点や具体的な対応事例を紹介します。

カリキュラム概要

- ◎メンタルヘルスケアと職場復帰支援手引き
- ◎最新の臨床知見と職場復帰支援
- ◎法的な観点による留意点
- ◎事業場における職場復帰支援への具体的な対応事例
- ◎質疑応答

日程会場	第1回 平成22年7月22日(木) 東京 第2回 平成22年10月19日(火) 東京 第3回 平成22年12月8日(水) 名古屋 第4回 平成22年12月17日(金) 広島
------	---

参加料 一般 23,000円／THP登録者・中災防賛助会員 21,000円(税込)

中央労働災害防止協会 [\[http://www.jisha.or.jp/\]](http://www.jisha.or.jp/)

健康確保推進部 TEL 03-3452-2517 FAX 03-3453-0730

平成22年度 労働安全衛生法に基づく 免許出張特別試験 10月16日(土) 埼玉大学で実施

関東安全衛生技術センター(千葉県市原市能満2089)が行っている免許試験を、本年も『埼玉』で実施します。※出張試験の詳細は、試験案内書(同封)をご参照ください。

衛生管理者(第一種) 免許試験 受験準備講習会のご案内

受験者のため講習会を実施します。

1回目 講習日：6月23日(水)～25日(金)
受講申込受付：6月14日(月)

2回目 講習日：8月18日(水)～20日(金)
受講申込受付：8月4日(水)

3回目 講習日：9月1日(水)～3日(金)
受講申込受付：8月23日(月)

※当連合会の講習案内は、ホームページを参照下さい。

事業主の皆様、「一般事業主行動計画」を策定しましよう 届け出ましよう

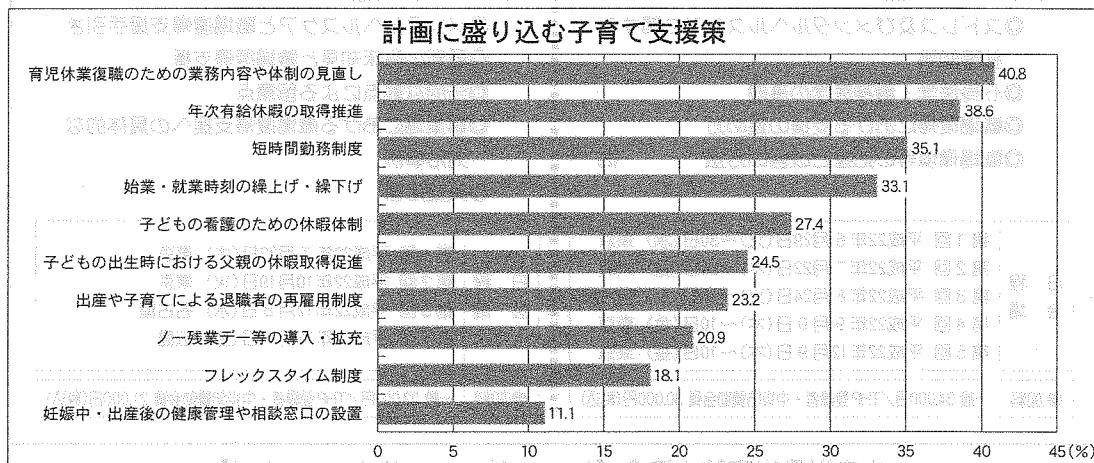


☆事業主は何をしなければならないのですか？

平成23年4月1日以降、従業員101人以上の企業について、一般事業主行動計画（以下「行動計画」）の策定、公表及び労働者への周知、行動計画を策定した旨を都道府県労働局に届け出ることが事業主の義務となります（100人以下の事業主については努力義務）。

☆行動計画にはどのような「目標」を掲げたらよいのですか？

次の表は、中小企業が実際に行動計画を策定する場合、目標としてどのような項目を掲げるかを聞いたものです。



出典) 全国中小企業団体中央会「中小企業における次世代育成支援に関するアンケート調査」

☆どのようにして行動計画を策定したらいいのですか？

①計画期間、②目標、③目標達成のための対策、④実施時期を必ず記載しましょう。

平成22年8月〇日

A社行動計画（第1回）

社員が仕事と子育てを両立することができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 平成22年8月1日～平成24年7月31日までの2年間
- 2 内容

目標1・平成〇年〇月までに、子どもの出生時における父親の休暇取得の促進

＜対策＞ ①平成〇年〇月～ 社員へのアンケート調査、検討開始。
②平成〇年〇月 制度に関するパンフレットの作成・配布。ポスターによる周知。各課管理職からの働きかけ。

目標2・平成〇年〇月までに、年次有給休暇の取得日数を一人あたり平均年間〇日以上にする。

＜対策＞ ①平成〇年〇月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
②平成〇年〇月 ポスターによる周知活動。
取得予定表の掲示開始。

※「行動計画策定指針」（目標例）「一般事業主行動計画策定・変更届」は厚生労働省HPで閲覧及びダウンロードすることができます。

厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>
お問い合わせは：埼玉労働局雇用均等室 TEL：048-600-6210

男女雇用機会均等法の施行状況

～妊娠を理由とした不利益取扱いに関する相談が増加～

埼玉労働局雇用均等室では、毎年男女雇用機会均等法の施行状況をとりまとめています。その結果、相談件数は前年より減少したものの、妊娠を理由とした解雇等不利益取扱いに関する相談は前年に引き続き増加しています。(下表参照)。その他相談の状況は次のとおりです。

<ポイント>

- セクシュアルハラスメントの相談が約4割を占め、依然相談件数に占める割合としては高い。(283件・39.3%)
- 女性労働者からの妊娠を理由とした解雇、退職の強要に関する相談が増加。(140件。うち女性労働者からの相談は92件で65.7%を占める)

注意！！ 労働者自身が妊娠により退職や、正社員からパートへの身分変更を希望していないにも関わらず、会社側から一方的にこれらの取扱いをすることは均等法で禁止されています。

- 「個別紛争解決援助（労働局による紛争解決の援助及び調停制度）の申立件数が15件で前年の29件から減少。調停申請件数は1件（20年度2件）。

(労働局による紛争解決の援助の申立内容は妊娠等不利益取扱いに関するものが7件、セクシュアルハラスメントに関するものが6件、その他2件。)

[相談件数の推移]

		20年度		21年度	
		件数	%	件数	%
5条（募集・採用）		72	8.5	50	6.9
6条	1号 配置	18	2.1	11	1.5
	昇進	9	1.1	2	0.3
	降格	3	0.4	0	0.0
	教育訓練	5	0.6	1	0.1
	2号 福利厚生	5	0.6	1	0.1
	3号 職種・雇用形態の変更	5	0.6	0	0.0
	4号 退職勧奨・定年・解雇・労働契約の更新	5	0.6	3	0.4
7条	(間接差別)	0	0.0	1	0.1
9条（不利益取扱い）	<退職の定め>	0	0.0	0	0.0
	<婚姻解雇>	5	0.6	1	0.1
	<妊娠等解雇・不利益>	133	15.7	140	19.4
11条（セクシュアルハラスメント）		321	37.9	283	39.3
12条 母性健康管理（時間の確保）		46	5.4	26	3.6
13条 母性健康管理（措置の実施）		158	18.6	110	15.3
ポジティブ・アクション関係		11	1.3	13	1.8
均等則第13条（※）		1	0.1	2	0.3
労働条件関係（賃金・労働時間等）		7	0.8	49	6.8
その他		44	5.2	27	3.8
合計		848	100.0	720	100.0

*均等則13条・・・女性労働者を深夜業に従事させる場合の通勤・業務の遂行における安全確保の措置

問い合わせ先：埼玉労働局雇用均等室（☎ 048-600-6210）

危険予知活動1日リーダー研修会

(社)埼玉労働基準協会連合会・埼玉地区ゼロ災運動推進会
 労働災害防止の基本は、経営者、管理監督者の会場も申請料無料時、果樹の監督者、第一線で働く人々全員が、それぞれの立場・持場で労働災害防止活動に参加し問題を解決することです。

職場でゼロ災害運動の中核となる「危険予知活動のリーダー」を養成するための研修で、短時間でできる現場向けの先取り手順、①研修参加費・資料代、②昼食代、法を実践する実技、わかりやすく具体的な事例により行います。

「ゼロ災」職場実現のために、一人でも多くの方々の参加をお待ちしています。

開催日 平成22年8月5日(木)(9:00~)

会場 J R 北浦和駅西口下車徒歩5分〈JR北浦和駅西口下車徒歩5分〉

研修費用 11,600円(税込み)、料金1,100円

申込先 (社)埼玉労働基準協会連合会

電話番号 048(832)3466 FAX 048(832)0351

危険予知活動1日リーダー研修会受講申込書

受講番号	姓	名	性別
	○	○	○
事業場名	1	2	3
所在地	〒	○	○
連絡担当者名	○	○	○
受講料(税込)			
参加費は <input type="checkbox"/> 名分(¥ <u>11,600</u>) <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 現金書留 <input type="checkbox"/> 協会事務所へ持参 <input type="checkbox"/> 銀行振込・埼玉りそな銀行北浦和西口支店(普通) No.3924231			
参加者名	氏名	役職名	性別
	○	○	男・女

*受講の申込みは、この申込書のコピーをご利用ください。氏名には「フリガナ」をつけてください。

事業主・労働保険事務組合の皆様へ

へおおきの主義者

労働保険徴収課

労働保険適用事業場情報の公表について

お問い合わせ窓口：〒102-8151 東京都千代田区麹町二丁目1番地（本日お届けられた方へ）

求職の方や労働者の皆様が、事業場における労働保険の加入状況を把握できるよう、インターネットによる労働保険適用事業場情報の公表を、本年12月より行うこととし、関係省令を改正しました。

適用事業場情報の公表に当たっては、ホームページにおいて「都道府県名」を選択し、「事業主名」又は「所在地」を入力することにより、該当する事業に係る事業主の名称、事業主の所在地、成立している保険関係の種類（労災保険・雇用保険）が表示されます。

つきましては、事業主・労働保険事務組合の皆様におかれましては、次の点につきまして、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

事業主名、所在地は正しくお届けいただいてますか

事業主名や所在地を正しくお届けいただけていない場合、労働保険の手続をしているにもかかわらず、検索結果として表示されない可能性があります。今回お送りしました年度更新申告書に印字されている事業主名、所在地に誤りがないかご確認ください。

特に個人事業主の方で、事業を営む場所の代わりにご自宅の住所をお届けいただいている場合には、ご注意ください。

変更届は忘れずにご提出ください

名称や所在地に変更がある場合には、10日以内に「名称、所在地等変更届」を労働基準監督署等にご提出いただく必要があります。お届け忘れがありましたら、速やかに提出をお願いします。

詳細につきましては11月中旬に厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）にてお知らせいたします。

～お問い合わせは、コールセンターまでお願いします～

フリーダイヤル 0120-93-5059

(平日午前9時～午後5時)

開設期間：平成22年5月24日(月)～7月16日(金) 100-0037

受付時間：午前9：00～午後5：00(土日を除く。)

▲028-008-840：(ヒト)(ナトモ)話題

▲028-008-840：(アドバイス)

事業主の皆さんへ

～労働の合理化実現に向けた効率化・生産性

⑤

労働時間設定改善コンサルタントをご活用ください（無料）！

少子化が進む日本では、誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方のできる社会を実現することが重要な課題となっています。

そして、仕事と生活の調和の実現に取り組むため、平成19年12月の「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、週労働時間60時間以上の雇用者割合の半減、年次有給休暇の完全取得など、10年後の目標数値が設定されています。埼玉労働局では、仕事と生活の調和に取り組む事業場を支援するため、労働時間等の設定の改善に関する相談やアドバイスを行う「労働時間設定改善コンサルタント」を配置し、電話などによる相談に応じています。

また、事業場の希望に応じて、個別訪問による労働時間等の設定の改善に向けたアドバイスや資料提供などを無料で行ってありますので、この機会に是非ご活用ください。なお、コンサルタントの個別訪問によるアドバイスや資料提供を希望される場合には、お手数ですが、右記様式の「個別訪問申込書」に所要事項をご記入の上、郵送、ファックス等により申込書を送付してください。

ご不明な点がございましたら、下記の申込先にお問い合わせください。

【申込先】

埼玉労働局 労働基準部 監督課

〒330-6016(金)日 8:15~(R)日 14:30 ままで 地平：国際会館

さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階

電話(ダイヤルイン)：048-600-6204

ファックス：048-600-6224

様式

労働時間設定改善コンサルタント

個別訪問申込書

(申込日) 平成 年 月 日

埼玉労働局 労働基準部 監督課 あて

申込者

事業場名

所在地

電話番号

担当者職氏名

労働時間設定改善コンサルタントによるアドバイスや資料提供を受けたいので、個別訪問を申し込みます。

個別訪問の希望日時は、下記のとおりです。

記

第1希望 平成 年 月 日() 時ごろ

第2希望 平成 年 月 日() 時ごろ

第3希望 平成 年 月 日() 時ごろ

日程調整の都合上、希望日は申込日より1週間以上お開けください。

この個別訪問申込書は、お手数ですが、郵送・FAX等により埼玉労働局労働基準部監督課あて提出してください。

住所 〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階
FAX 048-600-6224

◆ 各種講習会・行事 ◆

講習の種類	開催月/日	開催場所	主・共催者
乾燥設備作業主任者	7/1・2	NVビル(北浦和)	連合会
	7/14・15・16	NVビル(北浦和)	連合会
	9/15・16・17	NVビル(北浦和)	連合会
有機溶剤作業主任者	7/26・27	NVビル(北浦和)	連合会・浦和
	8/10・11	狭山市立勤労福祉センター	連合会・所沢
	9/6・7	NVビル(北浦和)	連合会
	9/15・16	川越地区労働基準協会	川越
	11/4・5	川口総合文化センター	川口
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	8/2・3	NVビル(北浦和)	連合会・浦和
	9/28・29	行田市商工センター	連合会・行田
プレス機械作業主任者	9/9・10	狭山市立勤労福祉センター	連合会・所沢
	10/21・22	川越地区労働基準協会	川越
フォークリフト運転業務	7/10・11・12・13	埼玉県トラック協会東部会館	春日部
	7/14・17・18・24・25	行田市商工センター他	行田
	7/14・17・18・19	川口機械工業(協)日本地工(株)	川口
	8/21・22・28・29	サイデン化学(株)	連合会・浦和
	7/23・24・25・8/1	さくらめいと他	熊谷
	9/4・14・15・16	埼玉県トラック協会東部会館	春日部

平成二十二年七月一日発行
隔月一回発行第二〇五号

「労働基
・
一
ユ
ー
ス」

編集兼発行者
薩 島 明

発行所
印刷所
在 施 印 刷 所
埼玉労働基準協会連合会(さいたま市浦和区北浦和五の三の二〇)
(電話)〇四八一八二二一三四六六

講習の種類		開催月/日	開催場所	主・共催者
技能講習等	フォークリフト運転業務	9/15・18・19・20	川口機械工業(協)日本地工(株)	川口
		9/17・18・25・26	さくらめいと他	熊谷
		10/8・9・10・11	川口機械工業(協)日本地工(株)	川口
		10/16・17	ボッシュ(株)	川越
		10/23・24・30・31	(株)中川機器製作所	連合会・秩父
	玉掛け技能講習	9/25・26・10/2・3	アイチ研修センター	大宮
		8/6・7・8	さくらめいと他	熊谷
		7/1・2	川越地区労働基準協会	連合会・川越
	安全衛生推進者	7/8・9	狭山市立勤労福祉センター	連合会・所沢
		7/28・29	さいたま市産業振興会館	連合会・大宮
		8/24・25	春日部市商工振興センター	連合会・春日部
		9/13・14	行田市商工センター	連合会・行田
	衛生推進者	7/22	さいたま市産業振興会館	連合会・大宮
		7/23	川口総合文化センター(リリア)	連合会・川口
		9/27	さくらめいと	連合会・熊谷
特別教育	安全管理者選任時研修	7/12・13	埼玉県農業共済会館	連合会
		8/5・6	埼玉県農業共済会館	連合会・浦和
		10/27・28	春日部市商工振興センター	春日部
		7/28	皆野町文化会館	秩父
		8/19	さいたま市産業振興会館	大宮
	動力プレスの金型等調整業務	10/14	川口市民ホール・フレンディア	川口
		9/中旬	さいたま産業文化センター	浦和
		7/22	さくらめいと	熊谷
	高圧(特別高圧)電気取扱業務	10/19	春日部市商工振興センター	春日部
		8/18・19	NVビル(北浦和)	連合会
その他 の 教 育 講 習	アーク溶接等業務	8/27・28	さくらめいと他	熊谷
		9/上旬	さいたま産業文化センター	浦和
	粉じん作業業務	10/7	川越地区労働基準協会	川越
		7/8	ワークヒルズ羽生	行田
	労災発生事例・対策等講習会	7/12	NVビル(北浦和)	連合会
		9/22	さいたま市産業振興会館	大宮
	リスクアセスメント研修(職場実務)	9/未定	狭山市立勤労福祉センター	所沢
		8/5	NVビル(北浦和)	連合会
	KYTリーダー研修	8/24・25	行田市商工センター	連合会・行田
		9/9・10	NVビル(北浦和)	連合会
	KYT(危険予知訓練)研修	7/23	川越地区労働基準協会	川越
		9/28	春日部市商工振興センター	春日部
	第一種衛生管理者受験準備講習	8/18・19・20	埼玉県農業共済会館	連合会
		9/1・2・3	埼玉県農業共済会館	連合会
	労働安全衛生マネジメントシステム研修	8/30・31	NVビル(北浦和)	連合会
		9/9・10	川口機械工業(協)	川口
	職長等監督者安全衛生教育	10/13・14	春日部市商工振興センター	春日部
		9/2	ワークヒルズ羽生	行田
	全国労働衛生週間説明会	9/2	久喜菖蒲工業団地管理センター	春日部
		9/7	春日部市商工振興センター	春日部
		9/8	草加市文化会館	春日部
		9/6	川口総合文化センター(リリア)	川口
		9/8	秩父宮記念市民会館	秩父
		9/8~10	各支部会場	熊谷
		9/8	狭山市民会館	所沢
		9/10	埼玉医科大学かわごえクリニック会議室	川越
		9/上旬	6会場予定	大宮
		8/20	マロウドイン熊谷	熊谷
行事	安全管理協議会	9/3	天覧山能仁寺	連合会
	産業災害物故者慰靈祭	9/16	(株)ロッテ狭山工場	行田
	事業所見学研修	9/24	マロウドイン熊谷	熊谷
	プレス災害防止協議会	10/16	埼玉大学	連合会

☆各種講習会・行事についてのお申込み、問い合わせは各主催者へ

協会名	連合会	浦 和	川 口	大 宮	熊 谷
電 話	048(822)3466	048(832)1161	048(258)3756	048(641)0003	048(525)1746
F A X	048(832)0351	048(832)1162	048(253)7620	048(641)0004	048(525)6506
協会名	川 越	春 日 部	所 沢	行 田	秩 父
電 話	049(244)9422	048(736)8743	04(2922)8382	048(553)5300	0494(22)3020
F A X	049(242)0613	048(736)8791	04(2922)1727	048(553)5311	0494(22)3242